

「冒険遊び場事業」受託団体募集要項

1 委託事業名

冒険遊び場事業

2 事業の目的

子どもたちの健全な育成を図るため、しつらえた遊びではなく、『自分の責任で自由に遊ぶ』を合言葉に、禁止事項を極力少なくして、子ども自身が自由に遊びを創造することを目的とした冒険遊び場(プレイパーク)を運営するとともに、遊び場をコーディネートするプレイリーダーの養成を委託事業として実施する。

3 用語の定義

(1) 冒険遊び場（プレイパーク）

遊びを指導し見守る管理者等（プレイリーダーなど）が常駐して遊びの価値を最大限に尊重しながら遊びの環境をつくり、子ども自身が自由に遊びを創造することができる場。

(2) プレイリーダー（プレーリーダー・プレイワーカー）

冒険遊び場の維持管理・整備をし、子どもの主体的な興味、関心を引き出すよう、遊びを見守る人材。

4 事業実施場所

(1) 相模原市中央区弥栄 キャンプ淵野辺留保地内（自然樹林地区）「銀河の森プレイパーク」

(2) その他市長が指定する場所

5 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 開催日程等

(1) 「銀河の森プレイパーク」の開催は、原則毎週日曜日・月曜日・水曜日の午前10時から午後5時とする。

ただし、天候等により開催ができない場合、実施場所の利用状況等により市が開催の危険性を判断した場合及び年末年始はこの限りでない。

(2) その他市長が指定する場所での開催は、受託団体と協議の上、市が指定する。

7 冒険遊び場開催に当たっての留意事項

(1) 「さがみはら子ども・若者応援プラン」の趣旨を踏まえ事業を実施するこ

と。

- (2) 「相模原市子どもの権利条例（平成27年3月23日条例第19号）」を遵守し、子どもの権利の擁護に努めること。
- (3) 活動計画書を作成し、市の承認を受けること。
- (4) 活動計画書に基づき事業を実施すること。ただし、活動計画書等の内容を変更することにより事業の効果が向上すると認める場合は、市と協議の上内容を変更することができる。
- (5) 市及び事業実施場所の管理者から事業実施場所の使用等についての指示があった場合は従うこと。
- (6) 月に1回市が指定する様式にて開園報告書を提出すること。
- (7) 事故等に対応する適切な賠償責任保険等に加入し、保険証券の写し等保険の内容が分かる書類を市に提出すること。
- (8) 事業の広報周知に努めること。

8 実施方法

(1) 冒険遊び場の運営

- ア 事業開催中は、プレイリーダー及び運営スタッフを合計3名以上配置すること。
- イ 子どもの成長に必要なリスクを適切に管理するとともに、重大事故の原因となる人的・物的なハザードを除去して事故を防止すること。
- ウ 事業開催中は、実施区域を明示すること。
- エ 事業開催の前後には、実施区域の安全を確認すること。
- オ 事業開催中は、車両入場等の安全対策、火災等の事故防止、調理時の保健衛生、不審者対応等の安全管理について、掲示又は参加者に対し口頭で説明する等、万全の注意を払うこと。
- カ 火気の使用に当たっては、決められた場所において適切な方法で実施すること。
- キ 事業の開催中に事故が発生した場合、応急の処置を講じたのち、事故の状況及び経過について市へ速やかに報告の上、市が指定する様式にて事故等報告書を提出すること。
- ク 遊具等を事業実施場所に継続的に設置する場合は、開催期間以外に第三者の使用ができないように適切な処置をすること。また、開催期間以外の使用ができない旨を明示すること。
- ケ 事業終了後、事業実施場所の原状回復に努めること。
- コ 事業を通じて発生した廃棄物については、関連法令等を遵守し責任を持って処分すること。
- サ 災害や、不審者等に対する訓練などを行うこと。
- シ 開催期間中は、実施場所において政治活動、宗教活動又は営利を目的と

した活動を行わない、若しくは行わせないこと。

ス 利用者の個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を尊守し、利用者と連絡先のやり取り等は行わないこと。

セ 市、市の設置する相談機関、その他関係機関との連携を図ること。

(2) プレイリーダー養成研修

ア プレイリーダー養成研修を実施し、新たにプレイリーダーを養成するとともに、養成したプレイリーダーの資質向上に努めること。

イ プレイリーダー等のスタッフを対象として、事故の予防、事故対応、障害や発達、アレルギー等に関する講習会等を行うこと。

(3) 出張開催

「銀河の森プレイパーク」以外の市が指定する場所において年間2回以上冒険遊び場を出張開催すること。

原則、「銀河の森プレイパーク」の開園を優先とするが、開園予定日と同日に行う場合は市と協議すること。

なお、場所の選定に当たっては、市に対して必要な具体的な条件、場所等の提案を行い、協議すること。

(4) 冒険遊び場を活かした活動

ア 冒険遊び場の基本となる活動以外に、冒険遊び場を活かした活動を実施すること。

イ 活動実施場所の近隣住民や団体等と協働した事業を年間4回以上実施すること。

9 受託団体の要件

次に掲げる条件を全て満たす者。

- (1) 団体において、過去2年以内に、市・国又は地方公共団体を相手とする同種・同規模の契約実績が2回以上あること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者
- (3) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (5) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。

- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (7) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (8) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

10 受付期間等

(1) 受付期間

令和8年2月10日（火）から令和8年2月27日（金）まで
(土曜日、日曜日、祝日及び青少年学習センターの休所日を除く)
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 受付場所

相模原市こども・若者応援課
(相模原市中央区矢部新町3-15)

11 提出書類

- (1) 募集期間内に次の書類を準備の上、受付場所へ持参又は郵送で7部提出すること。
 - ア 冒険遊び場事業受託申請書（様式1）
 - イ 冒険遊び場活動・プレイリーダー養成活動計画書（様式2）
 - ウ 団体構成員名簿
 - エ 定款又は団体規約
 - オ 見積書
 - カ 活動の年数及び実績が確認できる資料
- (2) 提出書類は、A4判縦用紙、横書き両面、左綴じ印刷、文字サイズは、10.5ポイント以上とする。（*ただし、図表等の表現上、不具合がある場合は除く。）
- (3) 「冒険遊び場活動・プレイリーダー養成活動計画書（様式2）」の用紙枚数は、表紙、目次、索引を除き20ページ以内とし、別紙による提出は認めない。
- (4) 提出書類の作成に当たっては、本募集要領及び市ホームページに掲載されている「さがみはら子ども・若者応援プラン」「相模原市子どもの権利条例（平成27年3月23日条例第19号）」の記載を熟読の上作成すること。
- (5) 「冒険遊び場活動・プレイリーダー養成活動計画書（様式2）」及び「活動の年数及び実績が確認できる資料」は、団体名等が推定できる記載をしないこと。

12 質疑応答

- (1) 事業内容等に質問等がある場合は、令和8年2月17日（火）午後5時までに質問書（様式3）を受付場所に持参、郵送又は電子メールにて提出すること。
- (2) 質問内容及び回答は、プロポーザル参加者全員に対し、令和8年2月20日（金）午後5時までに電子メールにて送付する。
- (3) 締め切りを過ぎた問い合わせには回答しない。

13 契約限度額（消費税含む）

総額5,103,000円以内

なお、この金額はプロポーザルのために設定した限度額であり、契約金額ではない。

14 審査

評価委員会を設置し、提出された書類から冒険遊び場事業又はそれに類する事業の活動実績、プレイリーダー配置や事業計画等の活動の安定性、活動の内容などを審査し、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施する。

(1) 日時・会場

ア 日時

令和8年3月10日（火）午後3時から（詳細な時間は別途個別に指定する。）

イ 会場

相模原市立青少年学習センター（相模原市中央区矢部新町3-15）

(2) 団体名等が推定できる内容を含まないプレゼンテーションとすること。

(3) スクリーン等に投影する資料（プレゼンテーション用投影資料）を使用することも可能とする。プレゼンテーションで必要な機器（パソコン、スクリーン、プロジェクター）と電源は、本市が準備するが、その他の機器については提案者が用意すること。パソコンの持ち込みは可。

(4) プrezentationの時間は、1者30分以内（準備5分、プレゼンテーション15分、質疑応答10分）を予定している。

15 委託契約候補業者の選考

委託契約候補業者の選考は、次のとおり定める方法により実施する。

(1) 選考方法

評価委員会がプロポーザル参加者の提出した「冒険遊び場活動・プレイリーダー養成活動計画書（様式2）」、「団体構成員名簿」、「見積書」、「活動の年数及び実績が確認できる資料」及びプレゼンテーション・ヒアリング審査の内容の審査、評価を行い、その合計点の最も高い者を受注候補者として選考する。また、合計点が2番目に高い者を、原則として次点とする。なお、同点となつた場合には、評価項目のうち「活動の方針」の得点が高い者を上位とする。

(2) 配点

500点満点とし、評価項目、配点については次のとおりとする。

評価項目	配点
活動の実績（冒険遊び場事業及びそれに準じる業務実績等）	75点
活動の方針（取り組みの目的、活動方針）	100点
危機管理（火気の使用、スタッフ体制、災害や不審者対策の訓練、不審者発生時及び事故発生時の対応、活動の留意点等）	100点
プレイリーダーの確保・養成（プレイリーダー養成のための活動）	75点
活動内容（基本的な活動、冒険遊び場を活かした活動）	75点
地域・団体等との協働（地域・団体との協働事業）	50点
事業の広報（広報・周知の方針）	25点
合計	500点

(3) 最低点について

最低点は300点とする。

(4) 選考結果について

選考結果は、全ての参加者へ通知し、市ホームページで公表する。

16 契約

- (1) 受託候補者は、速やかに契約内容（仕様・価格等）について市と協議を行い、市との契約手続きを経て受託事業者となる。
- (2) 受託契約候補業者は、市が指示する必要書類を揃え、令和8年度予算確定後速やかに契約を締結すること。
- (3) 受託契約候補業者が辞退等により契約締結ができない場合は、次点の者を委託契約候補者とする。
- (4) 委託期間の初日までに事業に係る予算の議決がなされないときは、契約を締結しない。

以 上